

Q&A

証拠説明書・ 陳述書の実務

岡山弁護士会 民事委員会／編著

A5判・定価(本体3,700円+税)送料300円 ※送料は平成26年9月時点の料金です。

●法律に規定のある「**証拠説明書**」、規定のない「**陳述書**」は、昨今の民事裁判では大変重要な書類です。

●「**書証**」とは？**陳述書**と**準備書面**との違いは？

証拠説明書、陳述書約70問のテーマを、現場の弁護士、裁判官などが行ってきた意見交換会を通した生の声をもとに、**基礎的な知識から複雑な疑問点まで、わかりやすく解説。**

●**民事訴訟を有利に進めていくため、書類作成の意義を理解し、作成のポイントをおさえられる、即戦力の実務書**です！

陳述書

2-27 陳述書と尋問供述の証拠価値の優劣



裁判官は、陳述書と尋問の関係をどのように考えていますか。



1 現在の実務上、陳述書単独での証拠価値は、反対尋問を経ていないこと、宣誓を経た偽証に対する制裁による供述内容の真实性の担保がないことから、原則として、その供述内容の証明力は法廷供述に比較して著しく低いと考えられています。さらに、反対尋問を経る前の陳述書の証明力は、準備書面あるいは当事者の主張と同程度であり、事実認定には弁論の全趣旨と同程度の証明力しかないと考えるのが妥当であろうとされています(Q2-18の参考文献④、⑤参照)。

2 このように、実務では、作成者の人証調べの実施により、反対尋問がなされ、供述内容の信用性が確かめられない限り陳述書記載内容の証拠力(証明力)と考えられています(Q2-18の参考文献②、③、④、⑤、⑥)。

他の陳述書については、上記のとおり陳述書の証拠価値ですが、他に証拠がある場合には、裁判官の多くは、定型見てなく、具体的事案に応じて、他の書証等との関係が判断しているようです(Q2-3の参考文献②、西口元裁判官とマインド 265頁)。

士としては、他に証拠がある場合であっても、よほど述書作成者の尋問を行い、法廷供述により陳述書の証明でもらうことが重要です。

2-27 陳述書と尋問供述の証拠価値の優劣 199

1-23 土地・建物・商業登記簿謄本



土地・建物・商業登記簿謄本は、どのように記載したらよいのでしょうか。



番号	標目(原本・写しの別)	作成日	作成者	立証趣旨	備考
2	土地登記簿謄本	原本	H21.6.30	〇〇地方 法務局登 記官	原告が、本件土地を相続により 〇から取得したこと

〔標目〕：土地登記簿謄本、〔建物登記簿謄本、商業登記簿謄本〕

- 1 登記簿謄本には、「土地」、「建物」、「商業」の別を記載します。
- 2 登記官の認証文言により、「原本」、「抄本」の別を記載します。

〔原本写しの別〕：原本

〔作成年月日〕：21.6.30

認証日を記載します。

〔作成者〕：……地方法務局登記官

〔立証趣旨〕：原告が、本件土地を相続により……から取得したこと

参考文献

□ 民事証拠法体系第4巻各論II書証 56頁

- 1 登記簿についてみれば、簿冊として登記簿しかない時代には、登記簿に記載された内容の写しを作り、「これは登記簿謄本である。」という認証文言を付して登記簿謄本(認証のある謄本)を作成していた。
- 2 その後、登記簿の概念に登記情報を記録した電磁的記録も含まれるようになると、「これは登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面である。」との文言を付した全部事項証明書が作成されるようになった。全部事項証明書については、登記官が作成した報告文書、すなわち原本としての性格が強くなっている。

◆第1編 証拠説明書◆

- 1-1 書証の定義
Q 民訴法上の書証とは何ですか。
- 1-2 文書の定義
Q 民訴法上、証拠調べの対象となる文書とは何ですか。
- 1-3 民訴法・民訴規則と証拠説明書
Q 民訴法及び民訴規則は、証拠説明書に関し規定していますか。
- 1-4 証拠説明書とは
Q 証拠説明書とは何ですか。
- 1-5 証拠説明書の機能
Q 証拠説明書には、どのような機能(効用)がありますか。
- 1-6 文書の証拠調べ方法、電話会議・テレビ会議
Q 文書の証拠調べはどのようにして行われるのですか。弁論準備期日や電話会議・テレビ会議で文書の取調べはできますか。
- 1-7 書証・文書の証拠調べの採否
Q 証拠調べ手続きにおいて書証の採否の判断はどのようにして行われていますか。
- 1-8 証拠説明書の提出と証拠決定
Q 証拠説明書は、必ず提出しなければならないのですか。証拠説明書を提出しないと書証(文書)は提出扱いしないし採用(証拠決定)にならないのでしょうか。証拠説明書はいつまでに提出すべきですか。
- 1-9 準備書面と証拠説明書
Q 書証(文書)の説明が準備書面等で行われていても証拠説明書を提出しなければならないのですか。
- 1-10 文書の標目
Q 証拠説明書に記載すべき「文書の標目」とは何ですか。また、どのように記載するのですか。
- 1-11 作成者
Q 証拠説明書に記載すべき「作成者」とは何ですか。また、どのように記載するのですか。
- 1-12 立証趣旨
Q 証拠説明書に記載すべき「立証趣旨」とは何ですか。また、どのように記載するのですか。
- 1-13 題名のない文書の標目への記載
Q 証拠説明書に記載すべき文書の標目について、文書に題名(表題・標題)がない場合は、どのように記載すればよいのですか。
- 1-14 原本・正本・謄本・写し・抄本
Q 文書の原本、正本、謄本、認証ある謄本、写し、抄本はどのように区別されているのですか。
- 1-15 写しの提出と文書の提出
Q 民訴規則137条1項の「写しの提出」と「文書の提出」とはどう違うのですか。

(以下、略)

◆第2編 陳述書◆

- 2-1 陳述書の意義
Q 民事訴訟手続において陳述書とは何ですか。
- 2-2 陳述書と準備書面との違い
Q 陳述書と準備書面との違いは何ですか。
- 2-3 陳述書の機能
Q 陳述書にはどのような機能(効用)がありますか。また、どのような問題点・マイナス面の指摘がありますか。
- 2-4 陳述書と口頭主義
Q 陳述書の利用は口頭主義に反するのではないですか。
- 2-5 陳述書と直接主義
Q 陳述書の利用は直接主義に反するのではないですか。
- 2-6 陳述書作成の注意点
Q 陳述書を作成する際に、弁護士として持つべき心構えは何ですか。
- 2-7 陳述書の記載内容
Q 陳述書には何をいかに記載すべきですか。
- 2-8 争点について記載のない陳述書
Q 陳述書に争点に関する事項を記載すべきでないとの意見についてどのように思いますか。
- 2-9 争点について記載のない陳述書の提出防止
Q 争点についての記載を欠く陳述書の提出を防止するためにより方法はありますか。
- 2-10 陳述書は代理人が作成すべきか
Q 陳述書は、代理人である弁護士が関与して作成すべきでないとの意見についてどのように思いますか。
- 2-11 体験事項と伝聞事項の区別
Q 陳述書には、体験事項か伝聞事項かを明らかにした方がよいですか。
- 2-12 陳述書は全ての事件で提出すべきか
Q ほとんどの事件で陳述書を作成するようになっていますが、全部の事件で陳述書は出した方がよいのでしょうか。交通事故訴訟で、証拠として提出された調査会社の報告書当事者の言い分が詳しく記載されている場合にも陳述書を作成する必要がありますか。
- 2-13 準備書面の体裁を変えただけの陳述書の提出
Q 準備書面で詳しく述べている事案において、更に陳述書を作成する場合、準備書面の「である調」を「です・ます調」に変えただけのような陳述書になりますが、そのような陳述書でも提出の必要がありますか。
- 2-14 陳述書の事情聴取時期
Q 陳述書作成のための事情聴取時期はいつがよいですか。
- 2-15 陳述書作成と裁判所との協議
Q 陳述書作成に当たっての裁判所と当事者との協議は必要ですか。
- 2-16 陳述書の証拠能力
Q 訴訟提起後に作成された陳述書に証拠能力はありますか。

(以下 略)

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)
電話受付時間: 平日9時から17時TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495Web
サイトURL: <http://gyosei.jp>

キリトリ線

申込書

Q&A証拠説明書・陳述書の実務

A5判・定価(本体3,700円+税)送料300円 コード 5108067-00-000 QA証拠陳述

◎上記のとおり申し込みます。

御住所(〒 —)

平成 年 月 日

〔社費・公費・私費〕

フリガナ
御氏名

☎

TEL

e-mail

@

※送料は平成26年9月時点の料金です。

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。

●取扱者

株式会社
ぎょうせい本社 東京都中央区銀座7-4-12 〒104-0061
本部 東京都江東区新木場1-18-11 〒136-8575
TEL: 0120-953-431/FAX: 0120-953-495URL: <http://gyosei.jp>